

# 市有財産（土地） 先着順売却物件案内書

## はじめに

- 魚沼市では、過去に市有地の一般競争入札による売却をおこない、入札者がいない若しくは落札されなかったなどの物件について、先着順により売却いたします。（別紙一覧表のとおり）
- 購入を希望する方は、この「案内書」をお読みのうえ、お申込ください。また、詳細につきましては、下記の問合せ先にご連絡下さい。

- 注 1. 物件は、現状有姿のままで引渡します。よって管理状態や屋内物品等についての保証はできませんので、あらかじめご了承下さい。
2. 物件について、契約後に地中埋設物や面積の不足等の隠れた瑕疵が発見されても、市は買主に対して瑕疵担保責任を負わない契約とし、それを理由とした契約の解除又は瑕疵担保請求は出来ませんのであらかじめご了承下さい。

## 売却の流れ

- 公有財産売却申請書を提出



- 契約締結の手続き



- 売買代金の支払い



- 所有権の移転登記

### お問い合わせ先

魚沼市役所 総務政策部 財務課 管財係  
〒946-8601 魚沼市小出島130番地1（小出庁舎2階）  
TEL 025-792-9211  
FAX 025-792-9500

## I 申し込み

### 1、申込資格

- 申し込みは、個人または法人で、次に掲げる[申し込みができない方]に該当する方を除き、どなたでも申し込みすることができます。
- **[申し込みができない方] ※次のいずれかに該当する者。**
  - (1) 当該売却に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。
  - (2) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者。
    - ア 魚沼市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
    - イ 魚沼市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
    - ウ 落札者が魚沼市と契約を締結すること又は魚沼市との契約者が契約を履行することを妨げた者。
    - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により、魚沼市が実施する監督又は検査にあたり職員職務の執行を妨げた者。
    - オ 正当な理由なくして魚沼市との契約を履行しなかった者。
  - (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から4号まで及び第6号に該当する者。
  - (4) 契約した金額を、契約締結後1ヶ月以内に納入できる見込みのないもの。
  - (5) 当該契約事務に従事する魚沼市の職員。

### 2、申込方法

- (1) 受付期間 随時(土曜日、日曜日及び祝日、祭日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。)
- (2) 受付場所 魚沼市役所 総務政策部 財務課 管財係（小出庁舎2階）
- (3) 提出書類
  - (1) 市有財産売却申請書
  - (2) 委任状（代理人が申込をする場合）
  - (3) 住民票の写し（法人の場合：法人登記事項証明書）
  - (4) 印鑑登録証明書（法人の場合：印鑑証明書）※発行日から3ヶ月以内の原本

## II 契約の締結

- (1) 提出書類をもとに審査を行った後、担当から土地売買契約書を提示します。内容をご確認いただいた上で、契約締結となります。
- (2) 土地売買契約書（魚沼市保管用のもの）に貼り付ける収入印紙は、申請者の負担となります。
- (3) 契約を締結するには、次のものが必要となります。
  - ① 実印
  - ② 契約額に相当する印紙。（※印紙税法に基づきご用意下さい。）
    - (例) 契約金額が、100万円超～500万円以下の場合は「1千円」の印紙となります。

## III 売買代金の支払い

- (1) 契約締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに、売買代金を全額納付しなければなりません。
- (2) 売買代金の納付が特別の理由無く遅延した場合、契約を解除する場合がありますのでご了解下さい。

#### IV 所有権の移転登記等

- (1) 物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- (2) 物件の所有権移転登記の手続きは、市が行います。また、登記に必要な登録免許税等の一切の費用は、申請者の負担となります。
- (3) 申請者は、所有権移転登記前に売買物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

#### V その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは売買代金納付後に行うものとし、引渡し後に係る物件の管理は、申請者が全責任を負うものとします。
- (2) 売買契約締結の日から物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことができない理由により、売買物件の滅失、棄損等の損害を生じたときは、その損害は、申請者の負担となります。
- (3) 面積は公簿によるものです。土地の境界について疑義がある場合は、隣接土地所有者と協議をしてください。